

仕 様 書

1 業 務 名

与謝野町高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条、「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について」に基づき、地域包括ケアの一層の推進を念頭においた令和 9 年度～11 年度を目標年度とする「与謝野町高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。なお、同計画は「与謝野町認知症計画」の内容を含むものとする。

3 業務の期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 3 1 日

4 業務の内容

計画策定

『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律』が施行されたことを受け、今後ますます包括ケアの充実及び拡充が必要となるため、第 5 期から第 9 期の分析結果及び計画内容を十分活用し、計画策定を行うこととする。

(1) 現況把握及び課題分析

- ① 高齢者実態調査結果に基づく地域課題の把握と整理
- ② 町域の現況把握と整理、これまでの高齢者福祉施策の検証と課題のとりまとめ
- ③ 介護保険事業の運営状況の分析（給付分析等）
- ④ 「見える化」システムに登録できる形式へのデータ加工
※加工に必要なデータ収集は受託者にて行うこと。
※「見える化」システムへの登録は委託者が行う。
- ⑤ 地域包括ケアの推進に向けた取り組み事項の検討、整理
- ⑥ 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版の作成

今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的を示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成すること。

- (2) 人口推計及びサービス見込み量・保険料の設定支援
 - ① 人口及び被保険者数の推計支援
 - ② 目標年度における介護サービスの見込み量の算定支援
 - ③ ②を踏まえた保険料の算定支援
- (3) 計画の策定
 - ① 調査・分析結果に基づく計画骨子案の作成
 - ② 計画素案の作成、とりまとめ
 - ③ 現行計画及び各福祉関連計画の整合調整
 - ④ 計画内容の確定（町認知症計画の内容を含む。）
- (4) 策定委員会の運営支援（4回）
- (5) パブリックコメントの実施支援
- (6) 法令改正による計画との整合性の確保

介護保険法や老人福祉法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、今後福祉関連法令が改正される都度、その改正箇所が引用されている当町の例規（条例・規則・要綱）の条項を指摘し、一覧表にまとめること。改正された法令を新旧対象形式（横書き）で提示すること。

※法令については官報を参照すること。

※例規に関しては本町のホームページを参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

5 成果品

計画策定

- (1) 計画書（A4判・160部・100頁・本文1色刷・表紙レザック）
- (2) 上記のホームページ掲載用データ（PDFファイル形式）
- (3) 令和8年度法令引用例規指摘一覧 1部及びデータ
- (4) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版5部及びデータ
- (5) その他関係資料一式（電子データ一式を含む）

6 その他

仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本町と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。